

第 6 期 決 算 公 告

平成20年6月27日

東京都千代田区大手町一丁目5番5号
株式会社みずほフィナンシャルグループ
 取締役社長 前田 晃伸

連結貸借対照表（平成20年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	3,483,802	預 渡 性 預 金	76,175,319
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	248,728	債 券	10,088,721
買 現 先 勘 定	7,233,199	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	3,159,443
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	9,069,138	売 現 先 勘 定	6,693,712
買 入 金 銭 債 権	3,388,461	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	11,511,019
特 定 取 引 資 産	13,856,237	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	6,927,740
金 銭 の 信 託	32,827	特 定 取 引 負 債	30,000
有 価 証 券	33,958,537	借 用 金	8,313,072
貸 出 金	65,608,705	外 国 為 替	4,818,895
外 国 為 替	803,141	短 期 社 債	222,652
そ の 他 資 産	10,984,529	社 債	787,784
有 形 固 定 資 産	802,692	信 託 勘 定 借 債	4,052,189
建 物	274,751	そ の 他 負 債	1,119,946
土 地	395,873	賞 与 引 当 金	9,795,054
建 設 仮 勘 定	7,044	退 職 給 付 引 当 金	43,375
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	125,023	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	36,019
無 形 固 定 資 産	284,825	貸 出 金 売 却 損 失 引 当 金	7,057
ソ フ ト ウ ェ ア	228,412	偶 発 損 失 引 当 金	50,895
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	56,413	ポ イ ン ト 引 当 金	14,095
繰 延 税 金 資 産	607,920	預 金 払 戻 損 失 引 当 金	8,349
支 払 承 諾 見 返	4,733,852	特 別 法 上 の 引 当 金	9,614
貸 倒 引 当 金	△ 684,465	繰 延 税 金 負 債	2,680
投 資 損 失 引 当 金	△ 30	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	11,354
		支 払 承 諾	105,096
		負 債 の 部 合 計	4,733,852
			148,717,945
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	1,540,965
		資 本 剰 余 金	411,093
		利 益 剰 余 金	1,476,129
		自 己 株 式	△ 2,507
		株 主 資 本 合 計	3,425,680
		そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	401,375
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	5,985
		土 地 再 評 価 差 額 金	147,467
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 78,394
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	476,434
		少 数 株 主 持 分	1,792,045
		純 資 産 の 部 合 計	5,694,159
資 産 の 部 合 計	154,412,105	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	154,412,105

〈連結財務諸表の作成方針〉

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 146社

主要な会社名

株式会社みずほ銀行
株式会社みずほコーポレート銀行
みずほ信託銀行株式会社
みずほ証券株式会社

なお、瑞穂実業銀行（中国）有限公司（みずほコーポレート銀行（中国）有限公司）他22社は、設立等により当連結会計年度から連結しております。

また、ユーシーカード株式会社他9社は、株式の一部売却等により連結の範囲から除外しております。

②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

②持分法適用の関連法人等 21社

主要な会社名

株式会社千葉興業銀行
新光証券株式会社

なお、ユーシーカード株式会社他4社は、当連結会計年度から持分法の対象に含めております。

また、日本抵当証券株式会社他2社は、株式の売却等により持分法の対象から除いております。

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

Asian-American Merchant Bank Limited

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

10月末日	1社
12月末日	58社
3月末日	63社
6月最終営業日の前日	24社

②10月末日及び6月最終営業日の前日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

みずほ証券株式会社に係るのれんについては、同社株式減損処理に伴い、当連結会計年度において一括して償却しております。その他ののれん及び負ののれんについては、金額的に重要性が乏しいため、発生した連結会計年度に一括して償却しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法によ

り処理しております。

(追加情報)

従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以て評価しております。これにより、買入金銭債権が152百万円増加し有価証券が49,948百万円減少するとともに、繰延税金資産が13,549百万円増加しその他有価証券評価差額金が36,246百万円減少しております。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等については貸倒引当金を計上しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（イ）と同じ方法によっております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
動産	2年～20年

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法による場合に比べ2,211百万円減少しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法による場合に比べ1,687百万円減少しております。

②無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

①社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

②債券発行費用

債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の適用する最長期間内の一定期間で均等償却を行っております。

③社債発行差金

社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債から直接控除しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができると見られる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は515,809百万円であります。

上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

また、一部の国内銀行連結子会社における貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、

関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。なお、時価をもって貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金45,939百万円を相殺表示しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準

（追加情報）

貸出金売却損失引当金は、昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金に対する損失について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引のうち他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を個別に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(13) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、主として「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

（表示方法の変更）

従来、金額重要性を勘案し「その他負債」に含めて計上しておりましたが、みずほマイレージクラブの会員増加に伴い金額的重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記しております。なお、前連結会計年度末の「その他負債」に含まれるポイント引当金は3,773百万円であります。

(14) 預金払戻損失引当金の計上基準

預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

（会計方針の変更）

「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から同報告を適用しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は9,614百万円減少しております。

(15) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金2,680百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。

なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。

（表示方法の変更）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成19年8月8日）により改正され、平成19年9月30日から施行されることになったことに伴い、「特別利益」に計上しておりました「金融先物取引責任準備金取崩額」及び「特別損失」に計上しておりました「証券取引責任準備金繰入額」は、当連結会計年度から「金融商品取引責任準備金繰入額」として「特別損失」に計上しております。

(16) 外貨建資産・負債の換算基準

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

上記以外の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(17) リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(18) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりますが、貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は154,316百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は143,643百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力パー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(19) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社・子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によるものであります。

2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号平成18年5月17日）が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 金融商品に関する会計基準

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

(3) 連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針

企業集団内の会社に投資（子会社株式等）を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日）の第30-2項を当連結会計年度から適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 有価証券には、非連結子会社・子法人等及び関連法人等の株式95,493百万円及び出資金421百万円を含んでおります。
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,794百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現金取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は7,435,947百万円、再貸付に供している有価証券は24百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは6,535,867百万円であります。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は27,769百万円、延滞債権額は434,330百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は8,492百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は695,144百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,165,736百万円であり、
 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、
 商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、
 その額面金額は826,360百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|---------------|
| 担保に供している資産 | |
| 特定取引資産 | 5,395,565百万円 |
| 有価証券 | 12,510,007百万円 |
| 貸出金 | 5,347,130百万円 |
| その他資産 | 13,565百万円 |
| 有形固定資産 | 133百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 921,280百万円 |
| コールマネー及び売渡手形 | 2,230,560百万円 |
| 売現先勘定 | 5,877,444百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 6,174,017百万円 |
| 借入金 | 2,975,997百万円 |
- 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」9,185百万円、
 「特定取引資産」421,623百万円、「有価証券」2,529,793百万円、「貸出金」604,444百万円を差し入れております。
 非連結子会社・子法人等及び関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。
 また、「その他資産」のうち保証金は122,807百万円、デリバティブ取引差入担保金は1,172,978百万円、先物取引差入証拠
 金は20,782百万円、その他の証拠金等は13,448百万円あります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された
 条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行
 残高は、55,431,471百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)
 が46,637,717百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシ
 ュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由
 があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。ま
 た、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に
 基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行
 い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控
 除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|---------------------|--|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)
第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行
って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。 |
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後
 の帳簿価額の合計額との差額は114,251百万円
11. 有形固定資産の減価償却累計額 704,635百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 40,229百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金791,061百万円が含まれており
 ます。
14. 社債には、劣後特約付社債2,135,234百万円が含まれております。
15. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託908,537百万円、貸付信託86,775百
 万円あります。
16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,438,495
 百万円あります。
17. 1株当たりの純資産額 254,722円01銭
18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用
 しております。
19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|---------------|---------------|
| 退職給付債務 | △1,171,273百万円 |
| 年金資産(時価) | 1,295,219 |
| 未積立退職給付債務 | 123,946 |
| 未認識数理計算上の差異 | 405,558 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | 529,505 |
| 前払年金費用 | 565,524 |
| 退職給付引当金 | △36,019 |
20. 当社は、平成20年4月18日に、当社グループの海外特別目的子会社が発行した優先出資証券の償還に関する取締役会決議を行
 いました。償還される優先出資証券の概要は、以下のとおりであります。
- (1) 発行体
- ① Mizuho Preferred Capital (Cayman) 5 Limited
 - ② Mizuho Preferred Capital (Cayman) 6 Limited
 - ③ Mizuho Preferred Capital (Cayman) 7 Limited
 - ④ Mizuho Preferred Capital Company L. L. C.
 - ⑤ Mizuho JGB Investment L. L. C.

- (2) 発行証券の種類
 配当非累積型永久優先出資証券

- (3) 償還総額
- | | |
|----------------|------------|
| ① | 45,500百万円 |
| ② (ア) Series A | 19,500百万円 |
| (イ) Series B | 2,500百万円 |
| ③ | 51,000百万円 |
| ④ | 1,000百万米ドル |
| ⑤ | 1,600百万米ドル |

- (4) 償還予定日
 平成20年6月30日

- (5) 償還理由
 任意償還期日到来による

21. 当社連結子会社であるみずほ証券株式会社と持分法適用関連会社である新光証券株式会社は、平成19年3月29日に締結した合併契約に係る合併効力発生日を平成20年1月1日から平成20年5月7日へと延期し、さらに平成21年の可能な限り早い時期を目処として再度延期しておりました。

しかしながら、平成20年4月28日開催の両社取締役会において、合併を行うことについての基本方針および基本事項を確認し、当該合併契約を一旦解除するとともに、新たに合併効力発生日を平成21年5月7日予定とする「合併基本合意書」を締結することを決議いたしました。

22. 当社は、平成20年5月15日の取締役会において、以下のとおり1,500億円を上限とする自己の株式（普通株式）の取得枠を設定いたしました。本件は、当社第十一回第十一種優先株式の取得請求期間が平成20年7月1日に開始となることに伴い、当社の発行済普通株式数が増加する可能性を勘案し、その潜在的な希薄化の影響を抑制する等の観点から、前連結会計年度に引き続き実施するものであります。

取得の内容

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ①取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②取得する株式の総数 | 600,000株（上限） |
| ③株式の取得価額の総額 | 1,500億円（上限） |
| ④取得する期間 | 平成20年6月10日から平成20年11月30日まで |
| ⑤取得方法 | 市場取引等 |

23. 平成21年1月に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。）の施行が予定されております。これにより、株券電子化後の新しい「振替制度」のもとでは端株を取り扱うことができなくなるため、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）第88条の規定に基づき、すべての株主及び端株主に対して端数等無償割当てを行うことを平成20年6月26日の定時株主総会において決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

①割り当てる株式及び端数の数の算出方法

普通株式、各種優先株式及び端株の数に応じて、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、それぞれ同一の種類の株式及び端数を割り当てるものとします。

②端数等無償割当てが効力を生ずる日

決済合理化法の施行日の前日

また、本件と同時に単元株式制度を導入し、整備法第88条第5項に基づき単元株式数を1,000株といたします。さらに、これに合わせて投資単位を現在の10分の1に引き下げるため、平成20年5月15日開催の取締役会において、会社法第195条に基づき、決済合理化法の施行日の前日を効力発生日として、単元株式数を1,000株から100株に減少させる旨の定款変更を決議いたしました。

当該端数等無償割当てが前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

前連結会計年度		当連結会計年度	
1株当たり純資産額	336円93銭	1株当たり純資産額	254円72銭
1株当たり当期純利益	51円47銭	1株当たり当期純利益	25円37銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	48円80銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	24円64銭

24. 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率（第一基準） 11.70%

(連結損益計算書関係)

- 「その他経常収益」には、株式等売却益343,965百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸出金償却128,089百万円、株式等償却102,621百万円、海外ABCPプログラム向けに一部の国内銀行連結子会社が供与していた貸出金について証券化商品による代物弁済を受けたことに伴う損失95,289百万円、貸出金売却損失引当金繰入額50,895百万円、一部の国内銀行連結子会社における貸出金代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴う投資損失引当金繰入額45,939百万円を含んでおります。
- 特別損失中の「証券子会社のれん償却」は、みずほ証券株式会社に係るのれんについて、同社株式減損処理に伴い一括して償却したものであります。
- 1株当たり当期純利益金額 25,370円25銭
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 24,640円00銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」の一部、並びに「その他資産」の一部を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	10,004,618	△10,143

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	489,921	490,078	156	204	47
地方債	48,547	48,549	2	15	12
その他	240,344	245,143	4,799	4,799	-
合計	778,813	783,771	4,958	5,018	60

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	3,149,964	4,126,691	976,727	1,188,056	211,328
債券	17,557,001	17,458,889	△98,111	21,603	119,715
国債	16,321,913	16,222,574	△99,339	15,813	115,152
地方債	67,439	68,198	759	966	206
短期社債	5,997	5,997	△0	-	0
社債	1,161,650	1,162,118	468	4,823	4,355
その他	11,192,025	10,991,290	△200,735	76,926	277,661
外国債券	7,524,572	7,459,314	△65,258	48,747	114,006
買入金銭債権	2,427,346	2,427,498	152	8,910	8,757
その他	1,240,107	1,104,476	△135,630	19,268	154,898
合計	31,898,991	32,576,871	677,880	1,286,586	608,706

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、37,202百万円（利益）であります。

2. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算出された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、79,482百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

・時価が取得原価の50%以下の銘柄

・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	67,364,166	584,138	140,224

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非公募債券	1,912,519
非上場株式	427,849
非上場外国証券	554,581
その他	262,756

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	8,962,093	7,134,763	1,905,074	1,907,946
国債	8,485,205	5,518,927	1,234,163	1,474,199
地方債	47,049	37,362	27,849	7,801
短期社債	5,997	-	-	-
社債	423,841	1,578,473	643,060	425,944
その他	1,213,128	4,733,116	1,877,175	2,849,376
合計	10,175,222	11,867,879	3,782,249	4,757,322

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	31,326	-

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	1,507	1,500	△6	-	6

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。